



2009年1月9日

各 位

会社名 ラディアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
(コード番号 4723 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 広報・IR本部長 立山 秀
(TEL . 03-3405-9262)

株式会社ゼクスに対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、株式会社ゼクス(以下「ゼクス」)らが当社らに対して2008年12月8日付で東京地方裁判所に提起した訴訟(以下「本訴」)に対してこれを全面的に争う旨の答弁書を提出するとともに、ゼクスの債務不履行による不動産売買の契約の解除により、当社に対して約定違約金約4,226百万円および遅延損害金の支払いを求める訴訟(以下「反訴」)を同地方裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、既に開示しております2008年12月9日付「株式会社ゼクスの「訴訟の提起に関するお知らせ」について」および同年12月22日付「訴訟の提起に関するお知らせ」についても併せてご参照ください。

記

1. 反訴を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 2009年1月9日

2. 反訴の相手方の名称等

名 称 株式会社ゼクス

所 在 地 東京都港区西麻布四丁目12番24号 興和西麻布ビル2階

代 表 者 代表取締役 平山 啓行

3. 反訴の内容

(1) 請求金額

不動産売買契約の解除による約定違約金 4,226,332,400円および遅延損害金(年6%)

(2) 請求原因の概要(当社主張の概要)

当社が保有するパーリントンハウスの固定資産(住宅型有料老人ホーム2施設)につきましては、2007年9月21日にゼクスと不動産売買契約を締結後、諸手続きが整うまでの間、物件の引渡しを延期し、ゼクスの子会社である株式会社ゼクスアクティブ・シニア(以下ゼクスアクティブ・シニア)と定期建物賃貸借契約を締結し、当社にて施設運営を行ってまいりました。

しかしながら、2008年7月26日以降、定期建物賃貸借契約の不締結、賃料の支払停止と

いう事態が発生しました。当社は、月額賃料の支払も停止する買い手が、売買代金の決済をする能力を有することに疑いを感じ、ゼクスアクティブ・シニアおよびゼクスに対し、その債務不履行状態の解消を求める一方、2008年8月25日までにかかる状態が解消されない場合、前記不動産売買契約を解除する旨の通知を發しましたが、同期日までにその解消はされませんでしたので、前記不動産売買契約は既に解除済みであります。以上は、当社の2008年10月21日付「固定資産の譲渡契約の解除に関するお知らせ」にて既に開示したとおりです。

当社は、ゼクスらによる本訴訟の提起に対応して、ゼクスの債務不履行による不動産売買契約の解除により、同社に対して約定違約金および遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を行うこととしたものです。

4. 今後の見通し

本訴および反訴が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

なお当社は、バーリントンハウス馬事公苑につきましては、解除後に判明した建物の瑕疵の早期是正、入居者の皆様へのサービスの継続、財務面・事業運営面等においてより安定的な譲渡先の確保を最優先の課題と考え、全力を注いでまいり所存です。

以 上